

「新しい倉敷への第1歩！想いを実現させよう 阿知3丁目再開発」

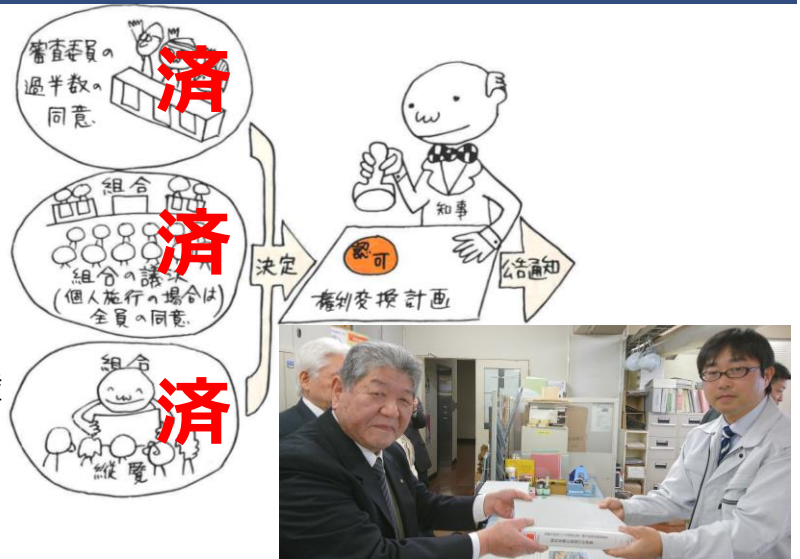
倉敷市阿知3丁目東地区 再開発ニュース第10号

2019年2月1日発行

発行／倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

権利変換計画認可申請書を 岡山県に提出しました！！

平成31年1月27日に開催されました、当組合の平成30年度臨時総会において、権利変換計画の認可申請をすることについて、組合員の過半数の賛成を得て承認されたことを受け、権利変換計画の認可申請に必要な諸条件をクリアしました。そのため、平成31年2月1日付で、権利変換計画認可申請書を、岡山県に提出しました。現在、岡山県による権利変換計画書の審査が進められています。



写真：当日の様子

市街地再開発組合
内田理事長

岡山県 土木部 都市局
建築指導課 街づくり推進班
統括副参事 平野様

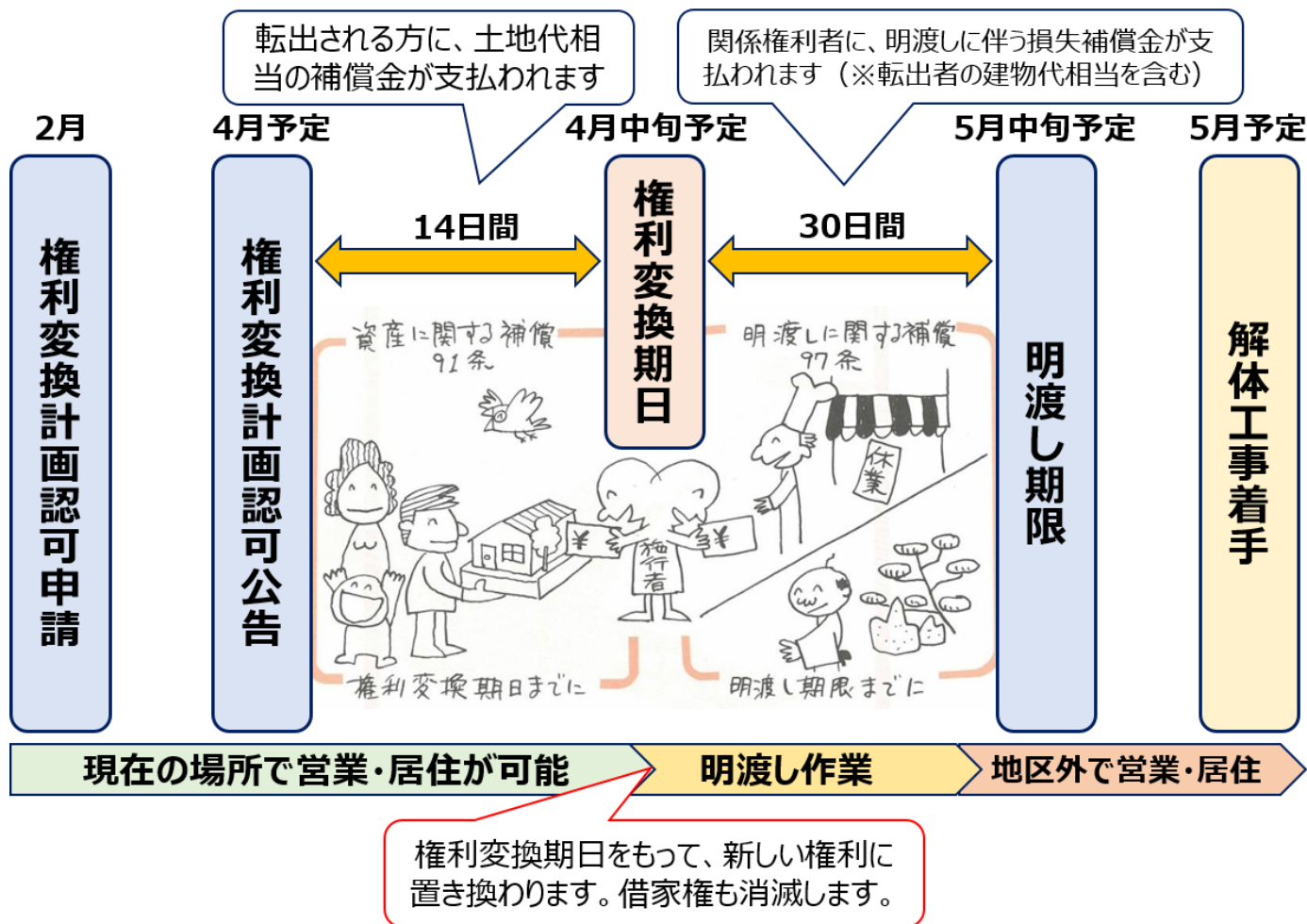
平成30年度臨時総会を開催

先にも記載した通り、平成31年1月27日に平成30年度臨時総会を開催しました。今回の総会で審議いただきました以下の5議案は、いずれも過半数の賛成を得て承認されました。

- 議案第1号 参加組合員契約の締結について
- 議案第2号 保留床の処分金の額の決定および保留床譲渡契約の締結について
- 議案第3号 権利変換計画の認可申請について
- 議案第4号 住宅金融支援機構からの借入金の借入れ及びその方法並びに借入金の利率及び償還方法について
- 議案第5号 特定業務代行者からの派遣職員について

権利変換計画認可公告後の流れ

権利変換計画が認可されると、以下の流れに従い、手続きが進められます。特に、権利変換期日とは、現在の権利と新しい権利を置き換える日のことを言い、この日を境にして、関係権利者全員に関する全ての権利変換が、権利変換計画書に定められた内容どおりに、一括して行われます（※借家人におかれましては、現行の借家権が消滅します（※転出する場合に限る））。



代替物件等のあっせんについて

上に示す今後の流れは、権利者及び関係権利者の皆さまの代替店舗もしくは代替住居の確保がきちんと完了した場合のものです。そのためにも、当組合では、専門スタッフを増員し、移転先のあっせんに鋭意努力しております。何か困ったことや、不安に思っていること等があれば、何なりと組合事務局までお問い合わせください。

【問合せ先】 倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合
住所：倉敷市阿知3-9-32（ふれあい広場） TEL 086-424-0111
倉敷市建設局まちづくり部市街地開発課
住所：倉敷市西中新田640番地 TEL 086-426-3505

